

美瑛町ホームヘルプサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美瑛町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する美瑛町ホームヘルプサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定訪問介護の事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの訪問介護員等は、利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護、その他の生活全般にわたる適切な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美瑛町ホームヘルプサービスセンター
- (2) 所在地 上川郡美瑛町南町1丁目5番5号（美瑛町福祉センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 3人

サービス提供責任者は、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも適正な事業のサービスの提供に当たる。

- (3) 訪問介護員等 14人

常勤職員 6人（兼務含む） 非常勤職員 6人（兼務含む。）

[介護福祉士 7人（兼務含む。） 1級課程相当修了者 0人]
[2級課程相当修了者 5人（兼務含む。）]

訪問介護員等は、適正な事業のサービス提供に当たる。

- (4) 事務職員 1人（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 午前6時30分から午後8時30分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問介護

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) センターから、片道概ね10キロメートル未満 200円
- (2) センターから、片道概ね10キロメートル以上 400円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、美瑛町全域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待及び身体拘束等防止)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に虐待及び身体拘束等の行為を行ってはならない。虐待及び身体拘束等の行為を発見した場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第10条 センターは、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) センター内部研修 月1回以上
- (3) 法人内事業所改善検討会議 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。